

千葉県環境保全条例第 20 条第 1 項の規定による排水基準の変更について

千葉県環境保全条例第 20 条第 1 項の規定による排水基準の変更（案）

1 変更の内容

経過措置を 変更する項目		現 行	改正案
アンモニア、アン モニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	一般排水 基準値	100mg/L	(改正なし：100mg/L)
	暫定排水 基準値	牛房施設：500mg/L 鶏舎：500mg/L 馬房施設：500mg/L	牛房施設：300mg/L 鶏舎：(改正なし：500mg/L) 馬房施設：(暫定排水基準を撤廃し 一般排水基準へ移行)
	経過措置の 期間	令和 4 年 10 月 31 日 まで	令和 7 年 10 月 31 日 まで

2 施行の時期 令和 4 年 1 月 1 日

1 改正の背景

千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）では、規則で指定する特定施設（法規制の対象よりも小規模なもの等）を設置する事業場に適用する排水基準を定めている。

このうち、有害物質に係る排水基準は、原則として水質汚濁防止法（以下「法という。」）に基づく排水基準と同値としている。

今般、法に基づく排水基準の改正が行われたことから、条例に基づく排水基準も同様に改正を行おうとするもの。（資料 1 - 2 参照）

(1) 法に基づく排水基準（硝酸性窒素等[※]）の見直しについて

令和 4 年 5 月 1 7 日付けで「排水基準を定める省令」の一部を改正する省令が公布され、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が改正された（7 月 1 日施行）。

これにより、条例に基づく暫定排水基準の改正の必要性が生じている。

※硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

【硝酸性窒素等に係る暫定排水基準改正の概要】

牛房施設等からの排水については、一般排水基準を直ちに達成することが技術的に困難であることから暫定排水基準が設定されている。この暫定排水基準は、これまで 3 年毎の見直しが行われており、本年 5 月の改正により牛房施設及び馬房施設に係る基準値が変更された。

(2) 条例に基づく暫定排水基準（硝酸性窒素等）の考え方

硝酸性窒素等に係る一般排水基準（規制対象事業場に適用する原則的な基準）を、法の基準と同じ 100mg/L と設定した上で、牛房施設等については法と同様の考え方により暫定排水基準を設定してきた。

現行の暫定排水基準値の適用期限は本年 1 0 月 3 1 日限りであり、今回の改正により、法と同様に暫定排水基準を見直すとともに、適用期限の延長を行おうとするもの。

2 改正の考え方

法に基づく暫定排水基準の設定根拠、条例に基づく排水基準が適用される施設の実態等を勘案し、以下のとおり改正することとしたい。

(1) 牛房施設

暫定排水基準を 500mg/L から 300mg/L に変更する。

(2) 鶏舎（条例により独自に規制対象とされている施設）

現行の暫定排水基準（500mg/L）を維持する

(3) 馬房施設

暫定排水基準値（500mg/L）を撤廃し、一般排水基準（100mg/L）に移行する。

(4) 適用期限

3年間延長し、令和7年10月31日まで適用する。

(5) 法に基づく暫定排水基準（硝酸性窒素等）の設定根拠

ア 牛房施設（暫定排水基準 500mg/L → 300mg/L）

- ・全国調査の結果、約 95%（37/39）の事業場で排水濃度が 300mg/L 以下であること
- ・排水濃度が 300mg/L を超えている 2 事業場も、施設の適切な運転管理等により 300mg/L を下回る見込みであること

イ 馬房施設（暫定排水基準 500mg/L → 一般排水基準 100mg/L）

- ・一般排水基準（100mg/L）の超過が見られなかったこと

(※ 鶏舎は法規制の対象外)

(6) 条例に基づく規制対象施設の排水（硝酸性窒素等）実態（資料1－3参照）

ア 牛房施設

- ・立入検査により排水濃度を分析した結果、300mg/L の超過は見られなかったこと

イ 鶏舎

- ・条例で独自に規制対象としている施設で、定常的な排水のある事業場が少ない（4 事業場）こと
- ・立入検査により排水濃度を分析した結果、最大でも 15 mg/L であったが、排水実態のサンプル数が（9回／5年）少ないこと

以上のことから、現行の暫定排水基準を維持し、引き続き排水実態の把握を進めることとする。

ウ 馬房施設

- ・立入検査により排水濃度を分析した結果、100mg/L の超過は見られなかったこと